

感染の再拡大防止に向けて (案)

【令和3年5月 日】改訂
【令和3年5月 日】施行

■ 今後の対策の考え方

全国的に感染の拡大が見られる中、道内においても、感染しやすいとされる変異株による感染が増加し、医療提供体制も厳しい状況が続くなど予断を許さない状況にある。

人の移動や会食機会の増加などといった感染リスクが高まる時期に備えながら、安心してワクチンの接種を受けられる環境づくりを進めることが重要である。

これまでの経験等を踏まえ、感染を防ぐ行動の徹底・定着と、再拡大の防止に向けた対策に取り組む。

■ 当面の目標

道の警戒ステージ2以下を目指す

(新規感染者数133人/週以下、病床全体250床以下)

■ 対策のポイント

I. 感染防止行動の実践（道民の皆様等に対する協力の要請）

II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等

III. 感染再拡大の予兆の探知等

IV. 予兆に対する迅速な対応

I. 感染防止行動の実践

【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

1 外出の際には

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

- ・体調が悪いときには、外出を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- ・「緊急事態宣言」（※1）及び「まん延防止等重点措置」（※2）の対象都府県との不要不急の往来を控える。

※1 東京都、京都府、大阪府、兵庫県（R3.4.25現在）

※2 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県（R3.4.25現在）

また、外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える。

2 飲食の際には

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- ・「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- ・テレワークや時差出勤を推進する。

札幌市内における協力要請

考え方

札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防ぐため、道の警戒ステージ4相当の強い措置を講じる

期間

令和3年4月17日(土)から5月14日(金)まで

目標

道の警戒ステージ3相当（国のステージⅡ）以下を目指す

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

◆感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市との不要不急の往来を控える

ただし、4/24～5/11までは、別添GW特別対策のとおり要請

(※札幌市の新規感染者数293人/週以下、病床数110床以下を目安とし、感染状況に応じて期間中の解除も検討する)

全道でのゴールデンウィークにおける協力要請

ゴールデンウィークは、人の移動や会食機会が一層活発化する時期であり、全国的に感染が拡大する中、感染の再拡大を防止するためにも、特に次の場面での感染防止行動を徹底する。

移動の場面では

- ・「外出」・「飲食」・「職場」の「3つの場面」における感染防止行動の実践を特に徹底する。
- ・大人数での会食が避けられない場合は旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討する。

花見の場面では

- ・混雑する場所を避け、宴会を控える。

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策 (非常事態ともいえる医療の状況等を踏まえた追加対策)

考え方

**非常事態ともいえる医療の状況等を踏まえ、
人と人との接触を徹底的に抑え、できる限り外出や往来を控える。**

期間

令和3年5月 日()※ から5月11日(火)まで

※ 対策本部決定後、速やかに実施

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

(外出の際は)

◆札幌市内においては、不要不急の外出を控える

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください。

◆札幌市との不要不急の往来を控える

(飲食の際は)

◆札幌市内においては、できる限り同居していない方との飲食は控える

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策 (非常事態ともいえる医療の状況等を踏まえた追加対策)

【飲食店等の皆様への要請】

■札幌市においては、市内全域の飲食店等について時短要請

区域	札幌市内全域
期間	令和3年5月6日(木)から5月11日(火)まで
対象施設	飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等
要請内容	<ul style="list-style-type: none">○ 酒類提供時間は、午前11時から午後7時まで○ 営業時間は、午前5時から午後8時まで○ 「業種別ガイドライン」等に基づく対策の徹底 <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】</p> <p>【まん延防止等重点措置区域に指定された場合の国の支援金基準額】</p> <p>◆中小企業:1日あたり売上高に応じて <u>3万円～10万円</u></p> <p>◆大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて <u>最大20万円</u></p>

■上記の期間において、道民及び道内に滞在している皆様においては、札幌市内における飲食店等を午後**8時**から翌午前**5時**まで利用しない

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策 (非常事態ともいえる医療の状況等を踏まえた追加対策)

【事業者の皆様への要請】

- ◆経済団体と連携し、時差出勤をはじめ、テレワークや休暇の取得促進により、接触機会の低減について、一層の徹底を図る(目標:札幌市内において7割の実施)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検を要請する
- ◆大規模な集客施設やイベントにおいては、マスク着用や手指消毒の周知などの感染防止対策の徹底を要請するとともに、大型商業施設(百貨店等)において、店内の混雑を招く広告等を控えることや感染防止対策を徹底することを働きかける
- ◆飲食店においてカラオケ設備のある店舗においては、昼夜を問わず、感染防止対策が徹底できない場合は、カラオケの利用を控えることを働きかける
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、午後8時以降、夜間消灯を働きかける

【学校への要請】

- ◆衛生管理マニュアル(R3.4.28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する
- ◆部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止を要請する
※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する

【道及び札幌市の取組】

- ◆市内の道立及び市立施設は、原則、休館
- ◆公園、河川敷地などにおける感染防止行動の徹底の注意喚起及び見回りの実施

当面の道の取組①

札幌市内

【札幌市と連携した取組】

再拡大の予兆の探知 ※全道でも実施

- 変異株に対する監視体制の強化
- 感染拡大地域での高齢者施設などへの積極的検査
- 国のモニタリング検査の活用
- 旅行者などに対する道独自のPCR検査の試行

ワクチン接種の円滑な実施等 ※全道でも実施

- 医療従事者向けワクチン接種の円滑な実施
- 市町村におけるワクチン接種体制の構築を支援
- ワクチン接種に関する相談体制の強化

繁華街における感染防止対策の徹底

- 市内飲食店に対する感染防止対策の注意喚起
- 接待を伴う飲食店における対策マニュアルに基づく取組を実践する店舗への支援

職場におけるテレワークの推進

- テレワーク導入への支援や「テレワーク推進サポートセンター」開設による市内企業等のテレワークを推進

公共施設等における感染防止対策の徹底等

- 道立・市立の公共施設における一部利用制限
- 道立・市立の公共施設における感染防止行動の徹底の注意喚起
- 札幌市の市有施設における炊事の利用中止
- 河川敷地(琴似発寒川等)における感染防止行動の徹底の注意喚起

当面の道の取組②

全道

来道者等に対する注意喚起の実施等

○空港、JR駅、フェリーターミナルなどでの感染防止行動の注意喚起

- ・道内各空港において、サーモグラフィーによる体温測定とチラシ配布
- ・フェリーターミナルにおいて、発熱等がある方は、乗船を見合させていただく場合があることを周知
- ・札幌駅や新千歳空港駅、道内新幹線駅において、ポスター・アナウンスを通じた注意喚起

○コンビニなどでの音声アナウンスによる注意喚起

○観光事業者と旅行者の双方による感染防止対策の推進

- ・「新しい旅のスタイル」の実施を踏まえた対策の検討
- ・宿泊施設等におけるポスター・アナウンスを通じた注意喚起
- ・メディアを活用した旅行者等への感染防止対策の注意喚起

基本的な感染防止行動の再徹底

○市町村施設や成人式・イベント等における注意喚起の協力依頼

○新型コロナウイルス感染症に係る普及啓発パネル展の開催

教育機関が一丸となった感染防止対策の徹底

○校内でのマスク着用、手指消毒、距離、会話など基本ルールの遵守・習慣化

○クラウドサービスを活用した「体調・行動確認システム」等による児童生徒の主体的な感染防止行動の促進

○修学旅行、部活動等の実施に際し、業種ごとや種目ごとの感染予防ガイドライン遵守の徹底

○差別や偏見の防止、心の不安に対応する「子ども相談支援センター」の周知、スクールカウンセラー等の派遣

道立公園等における感染防止対策の徹底

○通常の感染予防対策に加え、花見時期の宴会自粛や混雑防止について看板や放送により周知

○感染状況や混雑状況によっては公園の入場制限等の対応を検討

○パトロール等で河川敷地や海岸で飲食が行われている場所等を把握した場合は啓発看板を設置

II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等 【ターゲットに応じた普及啓発等の実施】

道の取組

道民向け情報発信

- ・地域の感染状況に応じた振興局毎の注意喚起
- ・札幌市内の街頭ビジョンなど多くの方が集まる場所での普及啓発
- ・集団感染事例をまとめた事例集の活用

若者向け情報発信

- ・マンガ・イラスト・SNSを活用した普及啓発
- ・学校、公共施設などのポスターの掲出
- ・学内マーリングリストを活用した新入生・在校生向け注意喚起

II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等 【飲食店などにおける普及啓発等の実施】

道の取組

飲食の場面における情報発信

- ・新北海道スタイルを実践している店舗等の取組（好事例）などの発信
- ・接待を伴う飲食店向け手引書の配布（札幌市との連携）
- ・飲食店の利用客に対する「黙食」等の呼びかけ

〔振興局毎の取組〕

- ・繁華街の飲食店への個別訪問などによる感染防止対策の取組徹底
- ・飲食店などを対象とした勉強会の実施、啓発資材の配布

移動の場面における情報発信

- ・空港や駅などにおける交通事業者と連携した普及啓発
- ・同居者をはじめとした少人数による移動の呼びかけ
- ・移動先における「黙食」等の呼びかけ

III. 感染再拡大の予兆の探知等

道の取組

早期探知に向けた対応

- ・隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査の実施
- ・繁華街等における無症状者に焦点を当てた「モニタリング検査」の実施
- ・高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合の迅速で幅広い検査の実施

変異株に対する監視体制の強化

- ・道立衛生研究所及び道立保健所における変異株のスクリーニング検査の実施等

ワクチン接種体制の構築等

- ・市町村や医師会、医療機関等との連携による円滑なワクチン接種体制の構築
- ・医療従事者等への接種の実施体制の構築
- ・医学的知見が必要な専門技術的相談体制の確保

IV. 予兆に対する迅速な対応 【集団感染への対応】

道の取組

感染拡大防止体制の構築

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の迅速な設置
- ・北海道感染症広域支援チームの迅速な編成・派遣
- ・国、都道府県、関係団体等と連携した専門家、医師、保健師、看護師、介護職員等の派遣

検査、入院調整等の実施

- ・衛生資器材の確保
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・検体採取用車両の積極的な活用
- ・感染の拡大が見られる地域では感染者が発生していない施設の検査も実施
- ・精神保健福祉センターによる施設職員等への心のケア等による施設機能の維持・確保の支援

IV. 予兆に対する迅速な対応 【感染再拡大への対応】

①モニタリングと注意喚起等の実施

振興局ごとの感染状況についてモニタリングを行い、感染の拡大傾向が認められる場合には、振興局において、地域の実情に応じて住民に対する注意喚起や繁華街での感染防止対策を実施する。

②地域を限定した措置の実施

①の注意喚起等を実施しても、感染の拡大が認められる場合には、次の状況を総合的に勘案し、期間を設定して、特定の地域や業態を対象とした外出自粛などの強い施策を講じる。

- ・当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
- ・当該地域における感染の広がりが続いているか
- ・医療提供体制等への負荷が高まっているか

IV. 予兆に対する迅速な対応 【感染再拡大への対応】

道の取組

③まん延防止等重点措置の検討等

- ・ 地域における感染がさらに拡大し、道内全体に拡大するおそれがあると認められる場合であって、当該地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められるときには、当該地域を対象とした「まん延防止等重点措置」の実施を検討する。
- ・ なお、地域における感染拡大が、道内全体に拡大するおそれがあると認められる場合とは、当該地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安（10万人当たり15人/週）を超えるおそれがあるときとする。
- ・ この場合、当該地域における「まん延防止等重点措置」に準じた措置の実施についても検討する。